

## 倒産におけるオーナー及び経営者の個人の法的責任

弁護士 小林信明

### I 会社が倒産したときに、オーナー及び経営者が個人の法的責任を負う場合

#### I-1. 総論

- ・会社<sup>81</sup>が倒産したことから、直ちにオーナー（支配株主）が法的責任を負うことはない。ただし、日本においては、中小規模の会社は、支配株主と経営者（取締役）を兼ねる場合が多く、会社が倒産した場合には、取締役として法的責任を負うかが検討される。
- ・会社が倒産したことから、直ちに経営者（取締役）が法的責任を負うことはない。

取締役が法的責任を負うかどうかは、会社が倒産した場合に限らない問題であるが、会社が倒産し、債権者や株主に損害が生じた場合には、より一層厳しい追及を受けるおそれが生じる。

取締役が法的責任を負う場合としては、次のものがある。

#### ① 会社法上の会社に対する責任 → I-2

取締役は、任務を怠ったときは（善管注意義務・忠実義務に違反したときは）、会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（会社法 423 条 1 項）。

取締役は、その職務を遂行するにつき善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）を負う。この義務の水準は、その地位・状況にある者に通常期待される程度のものである。

取締役は、法令・定款及び株主総会の決議を遵守し、会社のため忠実にその職務を行わなければならない（忠実義務）。日本においては、この義務は、善管注意義務の一部であると解されている。

#### ② 会社法上の第三者に対する責任 → I-3

取締役がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったときは（故意または重過失により善管注意義務・忠実義務に違反したときは）、

81

本レジュメでは、株式会社を想定する。なお、合名会社、合資会社といった出資者が無限責任を負う会社類型も存在する。それらの場合には、オーナー（支配株主）が法的責任を負うこともある。

当該取締役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（会社法 429 条 1 項）。

### ③ 民法上の不法行為責任

故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（民法 709 条）。

この責任は、取締役の地位に基づくものではなく、主体に限定はない。取締役が民法上の不法行為責任を負う場合はあるが、それは例外的である。

### ④ 刑事上の責任

会社倒産の場合の刑事上の責任としては、詐欺罪（刑法 246 条）、詐欺破産罪（破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的をもって、故意により、債務者の財産を隠匿し、または損壊するなどの行為。破産法 265 条 1 項）などの成立が問題となることがある。

これらの責任は、取締役の地位に基づくものではなく、主体に限定はない。取締役が刑事上の責任を負う場合はあるが、それは悪質な場合に限られ、極めて例外的である（参考資料「事例 3」参照）。

## I-2. 会社法上の会社に対する責任

- 取締役は、任務を怠ったときは（善管注意義務・忠実義務に違反したときは）、会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（会社法 423 条 1 項）。

善管注意義務・忠実義務違反をした取締役が複数いる場合には、それらの者は連帯責任を負う（これは、I-3 も同様である）。

- この取締役の責任の規定（会社法 423 条 1 項）は、代表権を有するか否か、社外取締役か否か、そして常勤取締役か否かに関わりなく、全ての取締役につき適用されるが、役割が大きい取締役が責任を負うおそれが高くなる（これは、I-3 も同様である）。

### A) ビジネス・ジャッジメント・ルール

- 取締役の判断については、ビジネス・ジャッジメント・ルールの適用を受け、幅広い裁量が認められる。その内容は、①行為の当時の状況に照らし、合理的な情報収集・調査・検討が行われた場合（事実認識に不注意がない場合）、かつ②取締役に要求される能力水準に照らし、不合理な判断をしなかった場合（意思決定過程に不注意がない場合）には、結果的に会社に損害を与えても、取締役の善管注意義務・忠実義務違反とはならないというものである。
- 株主の利益を獲得するには、取締役が適切なリスクを取る経営をすることが不可避であるのに、会社に損害が生じた場合に取締役の責任を事後的・結果

論的に評価をすることは、取締役が適切なリスクを取る経営をしなくなり、株主の利益にならない。

そこで、当該状況下で事実認識・意思決定過程に不注意がなければ、取締役には幅広い裁量が認められ、善管注意義務・忠実義務に違反したとはされない。このルールは、多数の裁判例（最高裁判決 2010 年 7 月 15 日など）で認められている。

- ・ 次の場合は、ビジネス・ジャッジメント・ルールの適用外となる。
  - ① 会社の利益を図る目的でない場合や取締役の個人的利害関係が存する場合
  - ② 法令違反が問題になる場合

## B) 行為類型

- ・ 善管注意義務・忠実義務違反行為の類型としては、次のものがある。
  - ① リスクの高い取引の失敗  
ビジネス・ジャッジメント・ルールによって審査される。
  - ② 利益相反取引行為（参考資料「事例 1」参照）  
ビジネス・ジャッジメント・ルールの適用はない。
  - ③ 競業取引行為  
ビジネス・ジャッジメント・ルールの適用はない。
  - ④ 違法配当  
ビジネス・ジャッジメント・ルールの適用はない。
  - ⑤ 法令違反行為  
この法令には、会社の利益保護を目的とする規定に限らず、公益保護を目的とするものを含む全てのものが該当する（参考資料「事例 2」参照）。  
ビジネス・ジャッジメント・ルールの適用はない。
  - ⑥ 他の取締役の違法行為についての監視義務違反行為  
取締役会設置会社においては、取締役会は業務執行を決定するから、取締役は、業務執行を行う取締役を含む他の取締役の職務執行を監視する義務を負う（参考資料「事例 2」参照）。
  - ⑦ 内部統制システム（リスク管理体制）構築義務違反行為  
一定の規模以上の会社の場合、健全な会社経営のために会社の特性に応じた内部統制システム（リスク管理体制）を構築する義務がある。同システムが機能していない場合、会社の従業員や他の取締役が違法行為をしたときは、取締役の善管注意義務・忠実義務違反となるおそれがある。
  - ⑧ 会社が倒産の危機に瀕した時期の行為  
会社が倒産の危機に瀕した時期に、会社の再建可能性・倒産処理等を検討すべきであったにもかかわらず、これを怠ったことが取締役の善管注意

義務・忠実義務違反になるかは、難しい問題である。

会社に支払不能や債務超過などの事由が生じた場合、取締役は倒産手続の申立義務があるとは解されていない。

しかし、I-3の第三者責任が生じる場合がある。

#### C) 倒産法における取扱・制度

- ・破産手続・会社更生手続では、管財人が選任され、会社の経営権（管理処分権）を専有し、会社の取締役はこれを失うが、会社更生手続においては、損害賠償責任の追及を受けるおそれがない取締役が管財人に選任される場合（会社更生67条3項。DIP型の会社更生手続と呼ばれている）がある。

民事再生手続では、管財人が選任される場合は例外的であり（その例外的場合は破産手続の取扱と同様である）、原則として取締役はその地位にとどまり、取締役の権限を保有するが（DIP型）、損害賠償責任を追及されるおそれがある取締役は、退任することが通常である。

- ・倒産法には、取締役の損害賠償責任を追及する手続として、役員責任査定制度がある（破産178条等、民事再生143条等、会社更生100条等）。

これは、簡易な裁判手続（決定手続）で損倍賠償請求権の有無と額を判断するものである。ただし、この決定に不服のある者は異議の訴えを提起することができる（参考資料「事例1」）。

- ・破産手続の管財人、会社更生手続の管財人、民事再生手続の管財人の申立てまたは裁判所の職権により、査定の裁判をすることができる。民事再生手続で管財人が選任されていない場合には、再生債務者・債権者が査定の申立てをすることができる。株主は、査定の申立てができない。

#### I-3. 会社法上の第三者に対する責任

- ・取締役がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合（故意または重過失によって善管注意義務・忠実義務に違反する場合）、当該取締役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（会社法429条1項）。

取締役の職務の重要性を考慮し、第三者（債権者、株主）保護のために、特別の法的責任を認めた規定である。民法上の不法行為責任と併存し得ると解されている。

#### A) ビジネス・ジャッジメント・ルール

I-2A) と共通する。

#### B) 行為類型

- ① 会社が損害を被り、その結果、第三者に損害が生じる類型（間接損害）

例えば、I-2B)の義務違反行為によって会社が損害を被り、それによって倒産して債権者が損害を受ける場合。

この場合、倒産した会社の管財人の損害賠償請求との関係が問題となる(参考資料「事例3」)。

## ② 会社に損害がなく、直接第三者が損害を被る類型(直接損害)

例えば、会社が倒産の危機に瀕した時期に会社の再建可能性・倒産処理等を検討すべきであったにもかかわらず、これを怠り、返済の見込みのない借入をし、会社が倒産して債権者が損害を受ける場合。

## II 経営者が負っている個人保証債務

### II-1. 経営者の個人保証

#### A) 経営者の保証の実態

- ・日本の中小規模会社の8割超は、金融機関からの借入にあたって経営者(代表取締役など実質的に経営をしている者)が個人保証(以下「経営者保証」という)を行っている。

中小企業庁の2012年度アンケート調査では、金融機関から借入を行った中小規模会社のうち86.7%は経営者保証の提供を行っている。金融機関の立場からは、経営者の経営の規律付けと、財務基盤が弱い会社の保全補完のために、経営者保証が必要であると主張している。

- ・会社の倒産により、保証人は、保証債務の請求を受けることになる。多くの場合、その保証額は保証人の財産に比して膨大であり、保証人自身が倒産状態に陥る。

#### B) 経営者保証の弊害

- ・中小規模会社の各ライフステージ(創業、成長・発展、早期の事業再生着手、円滑な事業承継等)において、経営者保証は、経営者の適切なリスクを踏まえた取組意欲を阻害させるおそれがあると指摘されている。
- ・中小規模会社の経営状況が悪化し、客観的には事業再生・清算に着手すべきであっても、経営者としては、経営者保証があるために、その着手により、自分自身の保証債務の請求を受けることをおそれて、その決断をできずに漫然と時間が経過してしまうことが少なくない。

その結果、中小規模会社の経営状況・財務状況は益々悪化してしまい、事業再生を困難にし、または清算をするにしても債権者に弁済すべき原資が減少するおそれが生じる。これらの状況は、中小規模会社やその経営者、債権者にとって不利益であるし、社会の活性化の観点からも不利益である。

### II-2. 経営者保証ガイドライン

- ・上記認識を踏まえ、2013年8月、「経営者保証に関するガイドライン研究会」が組織され、同年12月5日に、「経営者保証ガイドライン」（以下「本GL」という）が策定され、2014年2月1日からその適用が開始された。

なお、当該研究会は、日本商工会議所と全国銀行協会を事務局となり、商工団体関係者、金融関係者、法務・会計の専門家、学識経験者等がメンバーとなり、中小企業庁、金融庁、最高裁判所などもオブザーバーとして参画した。本GLは、日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）の施策の一つとして位置づけられている。

- ・本GLは、①中小規模会社において過度に経営者保証に依存しない融資を促すこと、②経営者保証がなされた場合においてもその適切な整理を実現することを目的とする。
- ・上記②について、本GLは、経営者たる保証人に会社の事業再生・清算に早期に着手することを促すため、私的手続で保証債務を整理して、保証人の生活基盤を保護することを企図している。具体的には、保証人の手元に破産手続よりも多くの財産（一定期間の生計費相当額や華美でない自宅）を残す弁済計画を作成し、残額の債務免除を受けることを可能としている。
- ・本GLには法的拘束力はないが、金融庁、中小企業庁からの強い要請もあって、民間の金融機関、政府系の金融機関はこれを遵守している。

以上

## 参考資料

事例1 民事再生手続において旧取締役の善管注意義務・忠実義務違反の損害賠償義務が肯定された事例（東京地裁判決2005年6月14日）

### 1. 事案の概要

- ・株式会社X社は、大手デパートメントストアであり、順次出店を進めたが、過剰な出店により有利子負債が拡大し、2000年にはその返済が不可能となった。そこで、2000年7月には、グループ22会社（店舗ごとに株式会社が設立されていた）は、民事再生手続の申立てをし、開始決定を受けた。
- ・グループ全体の負債総額1兆8,000億円であり、日本興業銀行と並ぶメインバンクであった日本長期信用銀行（現新生銀行）が当時破綻したことも、倒産原因の一つであるともいわれた。
- ・民事再生手続の申立てをした22社中9社については再建を断念し、残り13社を合併して1社に統合し、再生計画が成立した。
- ・X社の元代表取締役Y1、Y2は、A社（工場排水処理機械装置の製造・販売業）の大株主であり、かつ同社の代表取締役であった。
- ・A社が経営危機に陥ったことから、X社はその資金援助をするために、1989

年から5年の間に総額200億円超の売買取引に仮装した融資取引を行い、結果として約26億円の回収ができず、X社に損害が生じた。

- ・そこで、X社は商法266条（現会社法423条1項）に基づきY1、Y2に損賠償の請求をした（民事再生法の役員責任査定の申立てを行い、損害賠償義務が認められたため、Y1、Y2が異議の訴えを提起した）。

## 2. 判決の要旨

- ・Y2は、当時X社代表取締役副社長であり、本件取引を所管していたが、X社に損害を生じさせる危険が高いことに留意して取引を中止し、X社の損害を防止する義務があったにもかかわらず、これを漫然として放置したことは、善管注意義務・忠実義務に違反し、損害賠償義務を負う。
- ・Y1は、当時X社代表取締役社長・会長であり、X社を統括する立場であったが、取引が適切に行われているかどうかは常に監督すべきであり、本件取引についてX社に損害を生じさせる危険に鑑み、これを中止するなどの適切な措置をとる義務があったところ、これを漫然として放置したことは善管注意義務・忠実義務に違反し、損害賠償義務を負う。

## 3. 関連事件

- A) X社は、1990年トルコ共和国での出店を目指して現地法人B社に3000万米ドルを貸し付けたものの、結果として出店できず、貸付金の回収もできなかったことから、取締役の善管注意義務・忠実義務が問題となった。しかし、ビジネス・ジャッジメント・ルールが適用され、取締役の善管注意義務・忠実義務違反とはいえないと判断された（東京地裁判決2004年9月28日）。
- B) X社の利益配当について、1994年決算期においてグループ会社への貸付金につき貸倒引当金が計上されていなかったが、それを計上すべきであり、それを計上すれば、利益配当要件に満たさないとして違法配当が問題となった。しかし、当該貸付金について会計基準上貸倒引当金の計上が必要であったとは認められず、違法配当ではないと判断された（東京地裁判決2004年10月12日）。

## 事例2 経営破綻した外国語会話教室の経営陣の損害賠償義務が認められた事例（大阪高裁判決2014年2月27日）

### 1. 事案の概要

- ・A社は、最大手の外国語会話教室を運営する株式会社であった。A社は、受講生と契約する際、受講生が多くの講座分の受講料を事前に支払う場合は、1講座分の単価を正規料金よりも安く設定し、その講座をすべて受ける前に中途解約される場合は、既に受講した講座について正規料金で計算した後、既払い分との差額を返還する、という清算方法を用いていた。

- ・この中途解約清算方法は受講生に非常に不利であることから、特定商取引法（事業者による違法・悪質な取引から消費者の利益を保護することを目的とする法律）違反の指摘がされており、2007年2月には、地方自治体と経済産業省の立入検査を受け、同年6月に特定商取引法違反として、一部コースの新規契約に関して6カ月間の業務停止処分を受けた。
- ・2007年4月3日には、上記中途解約清算方法が特定商取引法に違反しており無効であるとの最高裁判決が出て、これが大きく報道された。
- ・これらがきっかけとなり、中途解約による清算金請求が増加し、経営状況が悪化したため、A社は2007年大阪地裁に会社更生手続開始の申立てをした。しかし、同年11月会社更生手続の申立てが棄却され、職権で破産手続が開始された（負債総額は約430億円）。
- ・受講できなかった受講生や中途解約清算金を受けとれなかった受講生X1らがA社の代表取締役Y1、その他取締役Y2らに商法266条の3（現会社法429条1項）に基づき損害賠償請求訴訟を提起した。

## 2. 判決の要旨

- ・Y1は、外国語会話教室を開設し、受講希望者と契約を締結するに当たり、特定商取引法を遵守するよう指示、指導すべき義務を負っていたところ、これを怠り、むしろ違法行為を指示して全社的に行わせていたと認められ、また、違法性が指摘されていた解約清算方法を改めなかったのであり、故意または重過失によって、上記注意義務を怠ったものといわざるを得ないから、X1らにその損害を賠償すべき義務を負う。
- ・Y2らは、取締役としてY1の業務執行につき監視義務を負い、故意または重過失により監視義務を怠ったものを言わざるをえないから、X1らにその損害を賠償すべき義務を負う。

## 事例3 電話サービス会社に対して設備機器のリースをした会社の取締役の責任が認められた事例（債権者申立の破産）

### 1. 事案の概要

- ・A社は、新しい電話サービス事業などを営み、その設備機器に過大な投資をする事業計画を立てた。
- ・B社は、匿名組合契約方式により、出資者から出資金を集めて、電話サービス事業用設備機器を購入してA社にリースし、そのリース料を受領して、出資者に分配することを目指した。
- ・しかし、A社はその事業が破綻し破産したため、B社は、A社からのリース料の支払いを受けられず、出資者に対する分配をすることができなくなり、2006年6月破産した。当時、B社は約2万名から約480億円の出資金を集め



ていた。

- B社の代表取締役Yは、自らが代表取締役を務めるC社らに、B社の業務を委託し、多額の業務手数料を支払っていた。また、Yは、A社の事業計画が失敗し、出資者の出資に対して適切な分配金を支払うことができなくなることを知った後にも、出資者から出資金を集めて、A社へのリースを続行した。
- そこで、B社の破産管財人Xは、Yに対し、取締役の善管注意義務・忠実義務違反による損害賠償請求権を有し、Yはそれを支払うことができないことから、同人につき債権者として破産手続の申立てを行った。

## 2. 裁判所の判断

- Yについて取締役としての会社に対する損倍賠償義務の存在を認めて、Yの破産手続の開始をした。
- Yの破産手続においては、B社の破産管財人Xは損害賠償請求権をもって破産債権の届出をしたが、一部の出資者（B社の破産手続において破産債権者でもある）もYに対する損害賠償請求権（取締役の第三者責任。I-3参照）をもって破産債権の届出をした。そのため、Yの破産手続において、B社の破産管財人と一部出資者との利害調整をどのようにすべきかが問題となった。

以上